



平成 25 年度に設定あるいは改正された 農薬等残留基準について

はじめに

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、農薬等）に関する基準値については、毎年度リスク評価終了に伴う見直し及び新規登録あるいは適用拡大のための変更登録等に伴う新規設定及び変更がなされています。基準値の変更だけでなく、規制対象化合物あるいは検体採取部位の変更がありますので注意が必要です。

本稿では、JFRL ニュース Vol.4 No.19 「平成 24 年度に設定あるいは改正された農薬等残留基準について」でご紹介したものと同様に、平成 25 年度に設定または改正された農薬等残留基準についてのポイント及び注意点等、その内容をまとめました。

平成 25 年度に食品、添加物等の規格基準が設定あるいは改正された農薬等

・平成 25 年 5 月 15 日（食安発 0515 第 1 号）

1. シフルメトフェン(殺ダニ剤)

一部の農産物で基準値が設定又は変更されました。

規制対象はこれまでシフルメトフェン及び α, α, α -トリフルオロ- σ -トルイル酸(代謝物)をシフルメトフェンに換算したものの和とされていましたが、今回シフルメトフェン(親化合物)のみとなりました。これは、農薬フルトラニルを使用した農作物からも同じ代謝物が検出されること、また代謝物の遺伝毒性が陰性で急性毒性も高くないことを鑑み、代謝物がシフルメトフェン由来かフルトラニル由来か区別がつかないことから改正に至りました。なお、食安基発 1203 第 1 号及び第 2 号（平成 22 年 12 月 3 日）「農薬シフルメトフェンの検査の取り扱いについて」で、親化合物が基準値を超えて検出された場合及びフルトラニルが使用されていない農作物からシフルメトフェン(親化合物と代謝物 B-1 の和)が基準値を超えて検出された場合、食品衛生法第 11 条違反と判断するとの記載がありましたが、規制対象の変更からこの通知は廃止になりました。

2. トリフルラリン(除草剤)

魚介類への基準値設定要請があり、また、暫定基準の見直しが行われ、一部の農産物で基準値の変更がありました。牛、豚及びそれ以外の動物、家きん、はちみつについては基準値が削除され、一律基準が適用されます。また、個別に基準値があった魚介類は統合され、「魚介類」として基準値が設定されました。

3. フルニキシム(解熱鎮痛消炎剤)

乳についてリスク評価がなされ、乳の暫定基準が変更になりました。

4. アラクロール(除草剤)、クレソキシムメチル(殺菌剤)、クロマフェノシド(殺虫剤)、サフルフェナシル(除草剤)、スピロメシフェン(殺虫剤)、フェンブコナゾール(殺菌剤)、プロスルホカルブ(除草剤)、ペンチオピラド(殺菌剤)、ミルベメクチン(殺虫剤)、メタフルミゾン(殺虫剤)

適用拡大のための変更登録，魚介類への基準値設定要請あるいは「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく要請等でリスク評価がなされ，基準値の見直しが行われました。

• 平成 25 年 7 月 2 日（食安発 0702 第 1 号）

1. アセトアミノフェン(解熱鎮痛薬)

薬事法に基づく使用基準の変更にともない，豚に設定されていた基準値が変更になりました。

2. フェンピラザミン(殺菌剤)

新規登録にともない，トマト，かんきつ類等一部の食品に基準値が設定されました。

3. フルオピラム(殺菌剤)

新規登録にともない，豆類，ばれいしょ，牛，豚，乳等一部の食品に基準値が設定されました。

4. イミダクロプリド(殺虫剤)

カカオ豆の検体部位について，「外皮を含むもの」から「外皮を含まないもの」に変更されました。外皮は可食部ではなく，EU では検査部位を「外皮を含まない豆」としていることや，この変更によるイミダクロプリドの暴露量計算では，健康への影響は小さいことから変更されました。

基準値の変更はありません。

5. アミスルブロム(殺菌剤)，シアゾファミド(殺菌剤)，スピロジクロフェン(殺ダニ剤)，ノルフルラゾン(除草剤)，フェリムゾン(殺菌剤)，フェントエート(殺虫剤)，ペンディメタリン(除草剤)

適用拡大のための変更登録，魚介類への基準値設定要請あるいは関係企業からの「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく要請等でリスク評価がなされ，基準値の見直しが行われました。

• 平成 25 年 8 月 6 日（食安発 0806 第 1 号）

1. イプフェンカルバゾン (除草剤)

新規登録にともない，米，魚介類に基準値が設定されました。

2. エタボキサム(殺菌剤)

新規登録にともない，ばれいしょ，はくさい，トマト，きゅうり，ぶどうに基準値が設定されました。

3. ピリメタニル(殺菌剤)

一部の食品において，基準値の変更及び削除がありました。また，ももの検体部位については通常，果皮を除去したものですが，果皮を含むことになっています。

4. 塩酸ホルメタネート(殺虫/殺ダニ剤)，シメコナゾール(殺菌剤)，ノバルロン(殺虫剤)，フロニカミド(殺虫剤)，ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

適用拡大のための変更登録，魚介類への基準値設定要請あるいは関係企業からの「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく要請等でリスク評価がなされ，基準値の見直しが行われました。

• 平成 25 年 10 月 22 日（食安発 1022 第 1 号）

1. イソピラザム (殺菌剤)

新規登録にともない，小麦等の穀類，バナナ及び畜産物に基準値が設定されました。

2. ジノテフラン(殺虫剤)

適用拡大のための変更登録が行われ、一部の食品で基準値が設定又は変更になりました。また、羊、馬、山羊については統合されて「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値が設定されました。

3. ピリオフェノン(殺菌剤)

新規登録にともない、小麦、なす、きゅうり、いちごに基準値が設定されました。

4. フルリドン(除草剤)

国内登録は無く、海外では池等の水生雑草に用いられており、池等の水が農作物に用いられている現状を踏まえ、小麦等一部の食品を除き基準値が削除されました。また、畜水産物に設定されていた基準値は全て削除されました。

5. イミシアホス(殺線虫剤) , クロラントラニプロール (殺虫剤) , シアゾファミド(殺菌剤), スピネトラム(殺虫剤), フェントエート(殺虫剤)

適用拡大のための変更登録あるいは関係企業からの「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく要請等でリスク評価がなされ、基準値の見直しが行われました。

6. アクロミド(寄生虫駆除剤), アニロホス(除草剤), ジクロフェンチオン(線虫駆除剤), バミドチオン(殺虫剤・ダニ駆除剤), ピリダフェンチオン(殺虫剤・ダニ駆除剤), ミルネブ(殺菌剤), メタゾール(除草剤)

国内の登録、承認がない又は失効したもの、あるいは暫定基準に参照した国において基準値が無くなっている等で現状に即していないことが判明したため、各食品に設定されていた基準値が削除され、全て一律基準が適用されることになりました。

・平成 26 年 1 月 21 日 (食安発 0121 第 1 号)

1. エトキシキン (抗酸化剤)

日本なし及び西洋なし以外の農産物で基準値が削除され、一律基準が適用されます。それまで設定されていた 0.05ppm という暫定基準は試験法の定量限界値が 0.05 mg/kg で一律基準の 0.01ppm の検証が困難との判断から設定されていたものです。日本なし及び西洋なしに設定されていた 3.0 ppm という有効数字 2 桁の基準値が 3 ppm という有効数字 1 桁の基準値に改正されました。また、一部の畜産物で基準値が変更され、水産物では、甲殻類に基準値が新たに設定されました。

・平成 26 年 3 月 10 日 (食安発 0310 第 1 号)

1. タイロシン(抗生物質)

リスク評価がなされ、暫定基準の見直しに伴い、一部の畜産物で基準値が変更になりました。また、一部の畜産物及び魚介類で、基準値が削除されました。基準値が設定されていない場合、タイロシンは抗生物質であるため、一律基準ではなく、含有してはならないという規制になります。なお、タイロシンにはタイロシン A, B, C 及び D がありますが、規制対象はタイロシン A のみです。

2. ビフェナゼート(殺ダニ剤)

農産物の一部で基準値が設定又は変更され、畜産物では牛、豚等の脂肪で基準値が変更されました。また、規制対象は全ての食品においてビフェナゼート及び代謝物 B [イソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート] をビフェナゼート含量に換算したものの和となりました。

3. アザペロン(鎮静剤), アラクロール(除草剤), シエノピラフェン(殺ダニ剤), チフルザミド(殺菌剤), ピラクロストロビン(殺菌剤), ピリダリル(殺虫剤), フルベンジアミド(殺虫剤), メトキシフェノジド(殺虫剤)

適用拡大のための変更登録, 魚介類への基準値設定要請あるいは関係企業等からの「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく要請等でリスク評価がなされ, 基準値の見直しが行われました。

おわりに

平成 25 年度の規格基準変更でも, 平成 26 年 1 月 21 日以降に改正された基準値には, まだ施行日を迎えていないものもあります。

弊センターでは最新情報に基づいて農薬等の残留基準改正に伴う変更に対応いたしておりますので, 施行日の他, 規制対象物質及び食品毎の基準値の変更などご不明な点等がございましたら適宜お問い合わせ下さい。

参考

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/